

岩手県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和2年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和3年8月3日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田中真一後援会	田中 真一	佐々木 賢勇	盛岡市本町通三丁目18番8号 小山田第二ビル2階
上山昭彦後援会	岩崎 和行	上山 真由美	久慈市長内町第17地割32番地2
地方行政について考える 盛岡市民の会	平野 まさき	新坂 正博	盛岡市名須川町18番2号 名須川ハイム2-F